

Title	ドイツ農民戦争研究の現状と課題
Sub Title	Stand und probleme der Bauernkriegsforschung
Author	青山, 孝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1982
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.75, No.4 (1982. 8) ,p.650(154)- 660(164)
JaLC DOI	10.14991/001.19820801-0154
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19820801-0154

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ農民戦争研究の現状と課題

青山 孝

ドイツ農民戦争 450 年を機に企画されたもろもろの論文集、研究書が⁽¹⁾ほぼ出そろい、また東西ドイツの国境を越える形で開催されたシンポジウムや、その研究⁽²⁾成果を活字化した研究が日本にも紹介された。さらに、⁽³⁾その他農民戦争を何らかの形で扱った個別研究までその数に入れれば、ドイツ農民戦争研究の業績数は、⁽⁴⁾枚挙のいとまもないほどである。そこで、これらドイツ農民戦争に関する数多くの研究業績を、自分なりのウェイトをつけながら、それらを生み出した母胎とも言うべき、先駆的業績との関連の中でまとめあげる作業は、ドイツ農民戦争を学ぶ者ならずとも意味深い作業であろう。

ここでまず以下の論説に関し、二、三補足的説明を加えておきたい。まず第一に、本来ドイツ農民戦争と密接な関連があり、従って農民戦争とペアとして扱われるべき宗教改革の研究史については別稿にゆずることとした。これは西独におけるドイツ農民戦争研究が、多くそれ自体を問題としており、両者の密接な関連を主張する東独の研究史を別稿にゆずったためである。

第二には、本稿で直接取り上げる研究は、主に諸外国（特に東西ドイツ・ソ連）で行なわれた研究であり、日本においてこれまで行なわれてきた多くの労作は、その考察範囲からのぞか⁽⁵⁾れている。

- 注(1) R. Wohlfeil, (Hrsg.) Der Bauernkrieg 1524-1526. Bauernkrieg und Reformation. München, 1975. H.-U. Wehler, (Hrsg.) Der deutsche Bauernkrieg 1524-1526. Göttingen, 1975. (Geschichte und Gesellschaft Sonderhefte 1.). H. Strobach, (Hrsg.) Der arm man 1525. Volkskundliche Studien. Berlin, 1975. (Veröffentlichungen zur Volkskunde und Kulturgeschichte. Bd., 59.) J. Bak, (ed.) The german peasant war of 1525. London, 1975. (Library of Peasant Studies No. 3) 東独においては、G. Heitz, Der Bauern im Klassenkampf. (筆者未見) G. Brendler. A. Laube, (Hrsg.) Der deutsche Bauernkrieg 1524/25. Geschichte—Tradition—Lehren. Berlin, 1977.
- (2) 代表的なものとして次の研究を挙げておく。P. Blickle, Die Revolution von 1525. München, Wien, 1975. M. Bensing, S. Hoyer, Der deutsche Bauernkrieg 1524-1526. 3. veränd. Aufl., Berlin, 1975. A. Laube, M. Steinmetz, G. Vogler, Illustrierte Geschichte der deutschen frühbürgerlichen Revolution. Berlin, 1974. G. Vogler, Die Gewalt soll gegeben werden dem gemeinen Volk. Der deutsche Bauernkrieg-1525. Berlin, 1975.
- (3) P. Blickle, (Hrsg.) Revolte und Revolution in Europa. Referate und Protokolle des Internationalen Symposiums zur Erinnerung an der Bauernkrieg 1525. München, 1975. (Historische Zeitschrift, Beiheft 4. Neue Folge.)
- (4) 多くの個別研究をさぐるために必要な、農民戦争のビブリオグラフィーとしては次のものが有用である。U. Thomas, (Bearb.) Bibliographie zum deutschen Bauernkrieg und seiner Zeit. (Veröffentlichungen seit 1974) Stuttgart, 1976. I. Volz, H.-S. Brather, Der deutsche Bauernkrieg 1524-1526. Bibliographie der Veröffentlichungen aus der Jahren 1973 bis 1976, in: Jahrbuch für Geschichte des Feudalismus, Bd., 2. (1978) S. 387-S. 423.
- (5) 特に瀬原義生、寺尾誠、前間良爾、諸田実氏らの先駆的業績の持つ意義は大きい。また、ドイツにおける最近の研究動向に呼応する形で近時行なわれつつある研究として、次の諸研究が興味深い。勝部裕、『ドイツ農民戦争期における農民の変革思想』歴史学研究、1976年、第8号所収。同氏、『ドイツ民主共和国における人民闘争史研究』（林基他編『階級闘争の歴史と理論』第一巻所収）、小倉欣一、『フランクフルト市民の「46ヶ条」訴願書（1525年）について』東

さて以上のような点に注意を払いつつ、いま一度450年を機に我々が手にした諸研究と、それらの研究のおそらくは出発点となつてであろう、エンゲルス、スミールン、フランツ、ヴァースらの先駆的業績を比較した時、両者の間にはっきりとした差が存在していることが読みとれる。その差は、最近の研究がそれ以前の研究とくらべて、実証という側面により精緻化したという、いわば質の差に存するだけではない。実証という面から言えば、最近の研究におとるとは言え、大きな差があるとは思えないフランツの研究を、西独の研究者が、標準的著作と呼び、その研究を出発点と呼ぶことから、このことは看取できる⁽⁷⁾。また、東独の研究者達が、エンゲルスの研究を古典と呼ぶこともその証左であろう。

しからば、最近の研究者世代をして、このように言わせる理由、換言すれば、研究の質という他に、彼らと先駆的業績の差はどこにあるのであろうか。それは第一に、何故彼らがドイツ農民戦争を自らの研究対象として選んだかという問題意識の差であろう。これは決して最近の研究者世代に、問題意識が欠如しているということの意味しているのではない。彼らは彼らなりの問題意識を胸に秘めながら、対象（ドイツ農民戦争）に立ち向かっていることは充分推察のつくことである⁽⁸⁾。しかし、決定的な問題意識の差は、彼らには、特にエンゲルスに顕著に見られるような、ドイツ農民戦争を、世界史または人類史の中に位置づけようとする意識が希薄な点であろう。

第二にフランツ、ヴァースに特に顕著なことだが、彼らがある特定地域の一揆研究を深化させるというのではなく、一揆の起こった地域全体を扱っているという点である。勢いこういう事情故に、個別一揆ごとの連関をつけるという意識が少なく、一揆をクロノジカルに記述するという欠点も持ち合わせている。そして、かかる欠点を克服せんがため、ある特定地域の一揆研究を精緻化することで、一揆を総合的把握を企図する動向として後述の地域史研究がある。

さて再度最近の研究と古典的研究とを比較すると、両者の間にはっきりとした相違を与えている要因は、前述の両者の問題意識の差にとどまらない。それは対象を分析するために彼らが用いた方法にある。すなわち、西ドイツにおいて最近様々な研究者を惹き付けている「社会史」という方法である。

ここで「社会史」という用語自体がかなり内容の不明確な用語である。何故なら「社会史」なる用語は、極論すれば伝統的なドイツ歴史学の主潮流たる、政治史、国家史等々に対し、自らの研究または研究方法の独自性ないし有効性を主張せんとする、ありとあらゆる研究者が自らの研究方法を「社会史」と定義づけたからである⁽⁹⁾。しかしながら、ここで社会史と呼ぶ場合、これまで名付られていた一般的な意味での、または無概念的「社会史」ではなく、一定の志向性を持った「社会史」である。より具体的に、研究者の名前を挙げてその集団を明示すれば、コンツェ、コッカ、ヴェーラーらを中心とするグループである⁽¹⁰⁾。もちろん彼ら

洋大学経済論集、第5巻第1-2号所収。瀬原義生、「ドイツ農民戦争の歴史的基底」。(林基他編「階級闘争の歴史と理論」第二巻所収)

注(6) F. Engels, Der deutsche Bauernkrieg. MEW., Bd., 7. S. 327. Berlin, 1960. M. M. Smirin, Die Volkserfolmung des Thomas Münzer und der große Bauernkrieg, übersetzt v. H. Nichtweiß. Berlin, 2. Aufl., 1956. Ders., Deutschland vor der Reformation. Abriß der Geschichte des politischer Kampfes in Deutschland vor der Reformation, übersetzt von J. Nichtweiß. Berlin, 1955. G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg. Munch, 1933. (ただし本研究ノートにおいて同書からの引用は第11版よりなされている。) A. Waas, Die Bauern im Kampf um Gerechtigkeit. München, 1964.

(7) O. Hauser, G. Franz zum 75. Geburtstag. in: G. Franz, Persönlichkeit und Geschichte. Göttingen, Zürich, Frankfurt a. M., 1977, S. VII-S. X.

(8) かかる意味において、彼らが抱いている問題意識があらわれている研究として、前出 J. Bak の編集による論文集 p. 89, ff. また、農業史研究全般に関しては、W. Rösner, Die spätmittelalterliche Grundherrschaft im südwestdeutschen Raum als Problem der Sozialgeschichte. in: Zeitschrift für Geschichte des Oberrheins. Jg., 127. (1979) S. 17.-S. 69.

(9) フランツ自身、彼がドイツ農民戦争研究を始めたころのドイツにおける学界状況をふり返り、初発において彼が経済史でも精神史でもない社会史を指向していたと述べている。G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg 1525 im heutigen Sicht. in: Ders., Persönlichkeit und Geschichte. S. 67-S. 77.

(10) J. Kocka, Sozialgeschichte: Begriff, Entwicklung, Probleme. Göttingen, 1977. H.-U. Wehler, (Hrsg.) Geschichte und Soziologie. Köln, 1972.

の間に「社会史」に関する共通のテーゼがあるわけでもなく、彼らの研究の細部にまで立ち入れれば、彼らの間にさえ、意見の喰い違いが存することはもちろんあり得よう。しかし、一つの志向を持って研究対象に立ち向かうという点で、彼らを一つの研究者集団として取り扱っても差し支えあるまい。

しからば、彼らの間に共通する志向とは一体どのような志向なのであろうか。それは、彼らが総じて歴史の総体把握を志向しているということであろう。すなわち、彼らにとって歴史学とは、政治・法・経済・文化というが如き、個別領域ごとの歴史としてとらえられるのではなく、あくまでそれら個別領域を総体としてとらえた、⁽¹¹⁾歴史的社会科学なのである。

このような研究志向を持つ研究者達によるドイツ農民戦争に関する論文集が、前記ヴェーラー編の「ドイツ農民戦争 1524-1526」⁽¹²⁾である。もちろんこの他にも社会史を志向する研究者の個別論文をも含めれば、研究業績の数は膨大な量になるが、⁽¹³⁾本論文集が前述の如き社会史の立場に立つ「歴史と社会」誌の別冊として発刊されたことを考えると、何よりも本論文集の持つ重要性は自明のことであろう。

本論文集に収められている諸論文の中で、際立って注目をひく論文は、⁽¹⁴⁾ヴンダー女史による「一揆農民のメンタリティーによせて」であろう。もちろん、他の諸論文がその題名からしても、何らかの形で社会史を志向していることは推測できる。にもかかわらず、ここで特にヴンダーの研究を選んでとりあげるには二つの理由がある。第一には彼女の論文ほど社会史特有の方法を使っている研究は少ないからであると同時に第二には、現在の社会史の持つ弱点をあらわしている論文でもあるからである。

ヴンダーはザームラント農民の蜂起した理由を、特にそのメンタリティーという側面から解釈を加え、そこから得られた結論(仮説)により、一般的にドイツ

農民のメンタリティーを探ろうとした意欲的労作である。その副題が示す如く、かかる仮説構築のために伝統的な歴史学的手法のみならず、人類学より得られた諸成果をも用いた、「学際的」研究を旨ざしている。

ところで、ここでヴンダーの論文を検討すると、その史料的裏づけという点で、若干の疑問を提せざるを得ない。ところで、およそある時代に生きた人々の、ある状況下におけるメンタリティーを云々する時、彼らのメンタリティーをじかに写す鏡の如き史料が存在することはまず少ないであろう。その場合、彼らのメンタリティーは、いわばフィルターを通して観察されざるを得ない。このように史料的裏づけという観点からヴンダー女史の用いた史料を考える時、ドイツ農民戦争研究にこれまで用いられた史料と同種の史料が用いられている⁽¹⁵⁾。このように、これまでの農民戦争研究に使われていた史料と同様の史料を用い、これまでの研究とは一風異なったことを論証せんとする場合、社会史独自の史料論なりが存在して然るべきであろう。しかるに今までのところ、社会史の立場に立つ研究者によるかかる試みは、筆者の知る限り存在しない。すなわち、伝統的な歴史学においては、まず史料有りとしても言うべき、史料論が存在していたが、このような史料そのものに対する留意が、社会史を指向する研究者には欠けているのである。それ故に、これまで「社会史がその実証という点で説得力に欠けるのでは」という批判が妥当性を持つのである。

本来歴史家が用いる史料が文書として残ったのは、ある行為なり状況を文章化する必要性があったからなのである。しかるに、人々の社会生活を総体としてとらえようとする社会史の場合、かかる意味で史料存在の契機のない分野(前述の農民のメンタリティーの如き)があろう。だからかかる史料上の空白を埋める意味からも、実証研究と平行する形で社会史なりの史料論が構築されるべきであろう。

注(11) J. Kocka, Sozialgeschichts, S. 82. ff.

(12) 注(1)参照。

(13) Geschichte und Gesellschaft, Zeitschrift für historische Sozialwissenschaft.

(14) H. Wunder, Zur Mentalität aufständischer Bauern. Möglichkeiten der Zusammenarbeit von Geschichtswissenschaft und Anthropologie, dargestellt am Beispiel der Samländischen Bauernaufstandes von 1525. in: H.-U. Wehler, (Hrsg.) Der deutsche Bauernkrieg, S. 9-S. 38. 同様の試みを示す論文として H. Wunder, Der samländische Bauernaufstand von 1525. Entwurf für eine sozialgeschichtliche Forschungsstrategie. in: R. Wohlfeil, (Hrsg.) Der Bauernkrieg, S. 143-S. 176.

(15) H. Wunder, Zur Mentalität, S. 20.

(16) かかる論点に関しては、中井信彦氏による極めて適確な指摘がある。「史学としての社会史——社会史に関する覚書——」思想, 1979年9月号所収。

ところで、ヴンダーの研究についてもう一点だけ述べておきたい。ヴンダーがメンタリティーという場合、そこに含意されているのは、ある集団のメンタリティー (Gruppenmentalität) である⁽¹⁷⁾。より正確に言えば、農民集団という総合的メンタリティーである。確かに農民戦争が、個別農民対領主という形の戦いではなく、現実の闘争過程としては、農民集団対領主又は領主団という闘争形態をとる以上、このように集団としてのメンタリティーをその分析用具とする妥当性は少なからず存在する。

しかし、前述の如く農民戦争がその闘争形態においては集団的闘争という形をとりながらも、そこには、個別農民または極めて少人数よりなる農民団対領主という対立関係を含み、なおかつ、その農民もその地域ごとの様々な特殊な要因に規定されながら戦いを進めるのである。従って、これら農民の現実的な対立関係を無視し、それを集団メンタリティーという名のもとで統合してしまうことは、多くの矛盾を含む一定の階級史観である⁽¹⁸⁾。

ここまで、その論文名からも特徴的に社会史の立場に立つことが明らかなヴンダーの論文を検討してきたが、この他にも、社会史という言葉を使わないまでも、充分かかる方向を志向していると思われる研究は数多くある。しかし、その多くはこれまでの研究史との関連の中で取り上げる方が適当と思われるので⁽¹⁹⁾、以下の論述の中で取り上げてゆきたい。

さて、これまで最近のドイツ農民戦争研究において、新しい潮流としてあらわれた社会史について論じてきた。いま一つ最近の研究動向として、ドイツ農民戦争研究が、地域史的研究によって深化したことが挙げら

れよう。さて、この地域史研究という研究手段も、前述の社会史と同じような研究志向を持っている。すなわち、両者ともその研究が歴史の総体的または全体的把握を旨としているという点である。これを地域史研究に関しより具体的に言えば、次のように言い換えることができるであろう。すなわち、地域的に研究地域をせばめるのは、歴史を総体的につかまえようとする時、その方が都合が良いからであり、あくまで目的(歴史を総体的につかむ)のための手段(研究地域をせばめる)なのである。このように考える時、自らが生まれ育った郷土の歴史を正しく把握することが、それ自体目的であった郷土史 (Heimatgeschichte) とは、その問題意識において異なることは明らかである⁽²⁰⁾。

それでは、ドイツ農民戦争研究において、このような意味で地域史研究は具体的にどのような形で行なわれているのであろうか。その好例として、セービアンによるオーバーシュワベン南部の地域史研究がある⁽²¹⁾。セービアンは本地域を詳細に分析することによって本地域において、ドイツ農民戦争直前に人口増大のあったこと、そしてその人口増大分が本地域に特徴的な相続制、そして社会的分業の未成熟ゆえに、農業労働者として農村にとどまったことを推定する。そしてこのような状況の中で、農村内部に領主—農民—農業労働者という三者対立が生まれ、農業労働者と農民の間に耕地、共有地の使用権等をめぐる争いが始まり、その争いが当地域の一揆の引き金となったとする。

極めて手短かな要約でセービアンの研究の論旨は充分伝わらないかもしれないが、同種の地域史研究は西南ドイツをはじめ、フランケン、ザクセン等、様々な地域で行なわれている⁽²²⁾。

注(17) R. Sprandel, Mentalitäten und Systeme. Neue Zugänge zur mittelalterlichen Geschichte. Stuttgart, 1972. 特に I. Einführung 参照。

(18) 何故農民戦争研究において、これほど社会史的研究が盛んかという問題は、即答するにはむずかしい問題であるが、およそ、農民戦争のような社会運動を研究対象とする時、その運動が持つあらゆる要素を総合的に理解することが肝要であり、かかる目的にとって、社会史が有効な手段となるからであろう。

(19) 本稿の 162 ページ 参照。

(20) 山田欣吾、「ドイツにおける地域史の諸相」、一橋論叢、第79巻4号所収。

(21) D. W. Sabean, Landbesitz und Gesellschaft am Vorabend des deutschen Bauernkriegs. Stuttgart, 1972. (Quellen und Forschungen zur Agrargeschichte, Bd., 26.)

(22) R. Endres, Der Bauernkrieg in Franken. in: Blätter für deutsche Landesgeschichte, Jg., 109. (1973) S. 31-S. 68. Ders., Probleme des Bauernkrieges in Franken. in: R. Wohlfeil, (Hrsg.) Der Bauernkrieg, S. 70-S. 115. Ders., Zur sozialökonomischen Lage und sozialpsychologischen Einstellung des „gemeinen Mannes“. Der Kloster und Burgensturm in Franken. in: H.-U. Wehler, (Hrsg.) Der deutsche Bauernkrieg, S. 61-S. 78.

(23) K. Czok, Zur sozialökonomischen Struktur und politischen Rolle der Vorstädte in Sachsen und Thüringen im Zeitalter der deutschen frühbürgerlichen Revolution, in: Wissenschaftliche Zeitsch-

ドイツ農民戦争は、その事柄の性質上、地域ごとに、より正確に言えば農民団ごとにそれぞれ異なった特徴を持ちながら進んでいったのだから、ドイツ農民戦争の実体に近づこうとすればするほど、その目的のための手段として地域を限定して研究を深化させなくてはならないことは言うまでもないことである。従って、ドイツ農民戦争研究において、地域史的研究がより精緻化の方向へと進むことは充分予想できるし、逆に、ドイツ農民戦争ほど地域史的研究に恰好の材料を提供してくれる事件もないのである。

しかしながら、このようにして得られた研究成果を絶えずドイツ農民戦争またはある地域の闘争の中で位置づけ、研究成果の中で一般性を持つものは何で、その農民団または地域に特有の結果が何であるかを自問自答してゆく過程がなくてはならない。何故ならば、このような手順を踏むことによってはじめて、地域史が目的のための手段になるのであり、もしかかる手順を無視するようなことがあれば、地域史は、地域それ自体の研究が目的である郷土史と何ら学問的に異なるところがなくなってしまふからである。

これまでドイツ歴史学の動向とも言うべき社会史、地域史という両研究手段ないし方法が、ドイツ農民戦争研究にどのような影響を与えてきたのか、また何故ドイツ農民戦争研究において、そのような徴候が見られるのかについて述べてきた。ここで、それらの研究の土台を作っているとも言うべき、史料に関して若干言及しておく必要がある。ここでドイツ農民戦争に関する史料という場合、そこに含意されているのは、ドイツ農民戦争に関して直載な表現を与えてくれる史

料であり、なおかつ日本で手にできる、換言すれば活字化されたものである。そして、ドイツ農民戦争期の社会または農民の在り方を教えてくれる文書等の史料は、筆者がここで言う史料には含まれていない⁽²⁴⁾。従って、より具体的にここで扱う史料とは言えば、農民達によってあらわされた、抗議、または同時代人による農民戦争に関する記述、年代記等が含まれている。

このような前提に立って使用されている史料を見直す時、多くの研究者が信頼を持って用いている史料集として、フランツらによって編集、刊行された史料集がある⁽²⁵⁾。さらに現在の研究水準からすれば、フランツらによる編さんを受ける以前の、もとの史料集が参照されてしかるべきであろう。こう考えると、それらの史料集の編者がもとをたどれば、前世紀末かまたは今世紀初頭にその主要な活動時期のある郷土史家である場合が多い。先に述べたように、確かに郷土史家は自らの郷土に対する何人よりも強い愛情を持っていたからこそ、自らの郷土でかつて起こった農民一揆に関する史料収集やその活字化が可能であったのかもしれない。しかし逆に、その強い郷土愛ゆえに、おのづからその史料収集がある種の偏向を持つということは考えられないだろうか。こう考えると、他の研究対象に関しては存在する、史料の読み方をめぐる論争とも言うべき、史料批判の研究史が、農民戦争に関する史料について少ないように思える。例外的には、オーベルシュワーベン農民の12か条要求をめぐる一連の論争があるが、これも12か条要求がどこの地にその源を持っているかというものであり⁽²⁷⁾、史料批判とは言いがたい。その他の史料、例えば当時の知識人達——聖職者、人

rift Karl-Marx-Univ. Leipzig, Gesellsch. wiss. Reihe. Jg., 24. (1975) S. 53-S. 68. K. Blaschke, *Ergebniss des Bauernkrieges 1525. Der sächsische Bauernaufstand 1790.* in: *Abhandlungen der Sächsischen Akademie der Wissenschaft zu Leipzig, Philologisch-historische Klasse, Bd., 67.* (1978). Heft 4, S. 5-S. 14.

注(24) これは、同時代の他の農村史料が農民戦争研究に必要なということを主張しているわけではない。むしろ、史料としての要求書への過度とも思える程の依存、裏を返せば農村史料の軽視こそが、現在の農民戦争研究が持つ、史料的問題なのである。

(25) G. Franz, (Hrsg.) *Der deutsche Bauernkrieg. Aktenband. Ders., (Hrsg.) Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges. O. Merx, G. Franz, (Hrsg.) Akten zur Geschichte des Bauernkrieges in Mitteleuropa. Bd., I, Leipzig, 1923, 1934, (Neudruck, Aalen, 1914.) W. P. Fuchs, (Hrsg.) Akten zur Geschichte des Bauernkrieges in Mitteleuropa. Bd., II, Leipzig, 1941, (Neudruck, Aalen, 1964.)*

(26) その典型的な例として、ミュンヘンの帝国文書館長、パウマン (F. L. Baumann) の手になる史料集、著作を挙げしておく。(Neue Deutsche Biographie, Bd., 1, S. 652) F. L. Baumann, (Hrsg.) *Quellen zur Geschichte des Bauernkrieges in Oberschwaben. Tübingen, 1876, (Neudruck, Aalen, 1968). Ders., (Hrsg.) Akten zur Geschichte des Bauernkrieges aus Oberschwaben. Freiburg i. Br., 1877.*

(27) G. Franz, *Die Entstehung der „Zwölf Artikel“ der deutschen Bauernschaft.* in: *Archiv für Reformationsgeschichte Jg., 36. (1940) S. 193-S. 213. (G. Franz, Geschichte und Persönlichkeit, S.*

文主義者——の手になるドイツ農民戦争記述は、それ自体彼らなりの立場から記述されたものであるから、ある種の偏向を持つことは言うまでもないが、同時代人としてドイツ農民戦争をどのように見ていたかという点で興味あると同時に、このような観点からなされた研究が、より活発化することを望みたい。⁽²⁸⁾

さて、農民の当該時期において置かれていた状態、領主による支配の在り様等々を明らかにせんとする場合、農民達が提示する要求書やそれに対する回答書、調停書等が研究者の主張の拠り所となっていた。⁽²⁹⁾このような研究方法をとるにあたり、暗黙のうちの前提となっていたことは、そのような史料に農民や農村の在り方が透映されているということ、すなわち、それらの史料が農民のなまの要求や、領主側の本音が明らかになっているということである。

この問題を考えるにあたり、要求書等の種類を差しあたり二つにわけて論じなくてはなるまい。第一は、それらの史料に直接関与する者、集団が極めて限られている場合。例えば、一つのゲマインデがその領主に向って要求を行なったり、または彼らに領主側が回答を与える場合である。第二には、それらゲマインデの集合体としての農民団が領主または領主軍と対峙する場合である。第一の場合にあっては、その要求が地域的に極めて限定された農民の要求が、そのまま要求書等に反映していると考えても差し支えあるまい。

これに対し、第二の場合はどうであろうか。その地域の地域的条件故に、他の農村との連帯なくしては戦いの成果が見込まれず、従って、いくつかの農村の利害を形式的に統合した農民団を形成し、その農民団対領主または領主団という形で戦いが進行してゆく場合、その農民団が提示する要求書は、もろもろの特殊具体的要求を捨象したものであり、その要求書がその農民団にとって持つ意味は、いわば「闘争目標」なので、

その要求書は当該地域農民の在り方を如実にあらわしているとは言えないのではないだろうか。

このような観点から絶好の材料を提供してくれるのが、西南ドイツにおける闘争である。⁽³⁰⁾パーダーらによる指摘を待つまでもなく、本地域では小邦分立という特殊な政治的条件故に、領邦を越えた形で農民戦争は進展せざるを得なかった。そしてこのような条件の下で種々の農民団が結成され、やがてそれらの農民団は、オーベルシュワーベンのクリスト者兄弟団へと結集するのであった。

こういう経過の中で、有名な「あらゆる農民の基本的にして正当なる主要要求」いわゆる12か条要求が明らかにされ、先に挙げた「オーベルシュワーベンのクリスト者兄弟団」の同盟規約が生まれたのであった。特に前者は、その影響及び流布範囲が西南ドイツのみならず、エルツゲビルゲ、エルザス地方にまで及ぶという点で、これまで多くの研究者によって、考察対象とされてきた。ただその場合、彼らの研究は、12か条要求の起源をどこに求めるのかという、文献学的な研究にとどまり、先に述べたような、当該地域の農民の置かれた状態を、どの程度反映した要求と考えるべきかという研究は行なわれなかった。もちろん、このような研究のかたよりには、それなりの理由がある。すなわち、前述のような研究のためには、12か条要求作成の際土台となったであろう、西南ドイツ農民の様々な要求書との比較が必要であり、研究者の問題関心がそのような方向に向いていなかったのである。しかし、12か条の要求の影響、流布範囲が広がったということは、とりも直さず、様々な地域的特殊条件によって規定された農村に住む農民等に広く受け入れられたということであり、これは裏を返せば、12か条の要求がいくつかの要求をのぞけば、西南ドイツという特殊な地域に住む農民の要求を直接あらわしているとは言えな

110-S. 126 に再録) A. Stern, Die Streitfrage über den Ursprung des Artikelbriefs und der zwölf Artikel der Bauern. in: Forschungen zur deutschen Geschichte Bd., 12. S. 447-S. 520. F. L. Baumann, Die zwölf Artikel der oberschwäbischen Bauern 1525. Kempten, 1896.

注(28) V. Lötscher, Der deutsche Bauernkrieg in der Darstellung und im Urteil der zeitgenössischen Schweizer. Basel, 1943. (Basler Beiträge zur Geschichtswissenschaft, Bd., 11.)

(29) G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg. Aus dem Vorwort zur 1. Aufl., (1933) また、フランス自身は勝者の側から農民戦争を叙述することをさけるため、要求書を使用したと言う。G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg im heutigen Sicht.

(30) K. S. Bader, Der deutsche Südwesten in seiner territorialstaatlichen Entwicklung. Stuttgart, 1949.

(31) P. Blickle, Die Revolution von 1525, S. 94-S. 98.

(32) (注27) 参照。

い、極めて抽象的な要求であることを示している。

さて、以上の如き観点から、要求書等の分析方法という点で興味ある方法を示してくれるのが、前出セービアン⁽³³⁾とブスチェロ⁽³⁴⁾の研究である。セービアンは、研究対象としている地域の要求書である、ラッペルツヴァイラー要求書とパルトリンゲン農民団の要求書を比較して、その要求内容に次のような差があることを指摘している。すなわち、前者にあってはその主要な要求が共同体の自治に向けられているのに対し、後者では共有地(Allmende)の管理や貢租負担の軽減に向けられているとする。そしてこの差を、セービアンは前者では富農層の要求がそこに大きくあらわれているのに対し、後者では農村に滞留する農業労働者の要求があらわれているとする⁽³⁵⁾。

ここでセービアンの主張の当否をこまかく分析する余裕はないが、セービアンの研究方法は、これから要求書を分析する場合の重要な示唆を与えてくれる。すなわち、これまで多くの研究者の行ってきた要求書自体の分析ではなく、要求書の相互比較によって要求の重点の相違を明確にし、それを土台にして要求書の背後にある社会の在り方を明らかにするという、いわば要求書の比較分析という方法である。

いま一つ興味ある分析方法を示してくれるのが、以下に示すブスチェロの研究である。ブスチェロは、農民戦争の政治的性格を明らかにせんとした研究の中で、先に挙げた「オーベルシュワーベンのクリスト者兄弟団」結成の際の同盟規約(Bundesordnung)の草案と成案を分析することで本同盟について、次のように決論を下すのである。本来、本同盟は草案からも明らかなる如く、誓約同盟として結集せんとしたのに対し、アルゴイ・湖畔両農民団の主張の前に変質し、単なる

短期的軍事同盟となったというのである。ブスチェロはここで一つの同盟規約の成案と草案とを比較することで、草案を成案たらしめなかった理由を明らかにしている。このような分析方法は農民の要求書にも採用できよう。すなわち一つの要求書が成案として提示されるまでの要求書自体の変容を跡づけることで、農民団の持つ特殊性、または社会の在り方がわかるであろう。ただ、セービアンのような分析方法とくらべ、ブスチェロの用いたような分析方法はすべての要求書の分析に用いることができない。すなわち、ブスチェロのような分析にとって必要な前提として、まずそのような要求書の成案と草案の存在があり、しかも日本に住む研究者にとって、その草案と成案が何らかの形で活字化されているという前提が加わるからである。

ここで、今度は見方を変えて、ドイツ農民戦争⁽³⁶⁾をどのように位置づけるべきかという問題に移りたい。これは、より卑近に言えば、ドイツ農民戦争をどのように定義づけるかという問題にもつながるであろう。このように問題を整理して考える時、研究史を大きく二つの流れに分けて考えることに異議を差しはさむ人は少ないであろう。その二つの流れとは、第一に農民戦争を、農民達による防衛的または保守的戦いと評価するものであり、第二には、初期市民革命として人類史の中に位置づけるというものである。そして前者を主張する代表的研究者として、フ란ツらの主に西独の研究者を挙げることができる。そして後者の代表として、エンゲルス、スミーリンが挙げられることもまた周知の事実であろう。

フ란ツはツィンメルマン⁽³⁷⁾、エンゲルスの研究を直接継承するということなく、まず農民戦争に先行する様々な一揆を「古き権利のための戦い」と「神の権利

注(33) D. W. Sabeau, Landbesitz, (注21) 参照。

(34) H. Buszello, Der deutsche Bauernkrieg von 1525 als politische Bewegung. Berlin, 1969. (Studien zur Europäische Geschichte, Bd., VIII.)

(35) D. W. Sabeau, op. cit., Kapitel 4. Bes., S. 82-S. 85.

(36) H. Buszello, op. cit., S. 53-S. 67.

(37) F. L. Baumann, Akten zur Geschichte des deutschen Bauernkrieges S. 51-S. 84. P. Blickle, Der kemptner Leibeigenschaftsrodel. in: Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte. Bd., 42. (1979) S. 567-S. 629.

(3) 1525年の一揆に到るまでの農民戦争の前史(Vorgeschichte)については、H. Baier, Zur Vorgeschichte des Bauernkrieges. in: ZGO 78 Jg., (1926) S. 188-S. 218. H. Kamnitzer, Zur Vorgeschichte des deutschen Bauernkrieges. Berlin, 1953. W. Vogt, Die Vorgeschichte des Bauernkrieges, in: Schriften des Vereins für Reformationsgeschichte, V. Jg.

(39) フランツ自身がツィンメルマンの研究をどのように評価していたかについては、G. Franz, Der Bauernkrieg 1525 in heutiger Sicht, S. 68 参照。ツィンメルマンに関しては、H. Hausscherr Wilhelm, Zimmermann als

のための戦い」という二つの指標で分類し、それと同じ指標でドイツ農民戦争の各地域毎の戦いをも分析した。そして、ドイツ農民戦争においても古き権利のための戦いという要素が支配的とするのである。この見解は、その後様々な部分的修正を受けながらも、西独において農民戦争に関する基本的見解となっていた。この研究の持つ重要性は、先にもふれたとおり、ドイツ農民戦争をそれ以前のもろもろの一揆との関連の中でとらえた点であるが、その反動として、各地域ごとの特殊な農民の在り方をあまり扱っていない⁽⁴¹⁾。以上のような基本的な点を押さえた上で、この研究系列が持つ弱点として、次の二つを挙げておきたい。

まず第一に、フランスは「古き権利のための戦い」に農民を走らせた根本原因として、農民の富裕化を挙げる。しかし、富裕化とは言いながら、農民の置かれた具体的な経済状態にはほとんど注意がはらわれていないのである。すなわち、フランスにとって農民の置かれた経済の状態を客観的に実証することは意味を持たないのである。フランスにとって問題は、あくまで農民達が自らの置かれた経済的状况を、どのように判断していたかという心理面のそれなのである。

確かに農民の置かれた経済的状况を正確に判断するには、これまでの研究業績が少なすぎることはいえない事実である。特にある地域の農村を個別的に研究対象とした研究が、セービアン⁽⁴³⁾、ハイツらの研究の他に、数少ないのは致命的である。しかし、それらの研究からさえ、農民の置かれた経済的状况が少なくとも良好ではなかったことは読み取れるのではなからうか⁽⁴⁵⁾。

第二にフランスのような考え方は、農民戦争を、中世的枠組の中にとどまった、いわば保守的・防衛的戦いと位置づけ、ひいては農民の一揆という行動自体を暴徒の反乱と見なし、そのような農民自体を不遜視することにつながってしまう。

確かに彼らの要求書から判断する限り、彼らにとって目標となっていたのは、自らが直接その利害にかかわる政治的領域内での変革であり、彼らにとって打倒すべき目標は直接に自らの領主であり、「神聖ローマ皇帝」ではなかったことを考えると、フランスらの評価も全く見当ちがいのというわけではない⁽⁴⁶⁾。しかし、このように考える時、農民達の聖職者または教会に対する要求は、どのように位置づけられるのであろうか。この要求に関するかぎり、明らかに彼らは中世的身分制社会の枠をこえた要求を行なっているのではなからうか。もちろん、これは東独の研究者達の主張するような、平等を旨とする革命的な要求とは言えないが、少なくとも等価値化⁽⁴⁷⁾を旨とする進歩的要求である。

また、その戦いが古き権利のための戦いであるからといって、それが保守的な戦いであるという評価も問題とならう。すなわち、古き権利＝保守的という図式自体が問題なのである。何故ならば、農民が古き権利を持ち出す場合、彼らにとって問題なのは古き権利の侵害またはいにしえよりの掟 (Altes Herkommens) の改悪なのである。換言すれば、単に古き権利への回帰というのが如き単純なものではなく、その背後には、中世後期からの法、裁判制度の変化が存在しているのである⁽⁴⁸⁾。

フランスに始まるこの研究系列は、最近ドイツ農民

Geschichtsschreiber des Bauernkriegs. in: Zeitschrift für württembergische Landesgeschichte, Jg. 10. (1951) S. 166-S. 181.

注(40) G. Franz, Der deutsche Bauernkrieg, 11. Aufl., Darmstadt, 1971.

(41) H. Hausscherr, op. cit., S. 167.

(42) G. Franz, op. cit., S. IX-S. X.

(43) D. W. Sabeian, Landbesitz, (注21) 参照。

(44) G. Heitz, Ländliche Leinenproduktion in Sachsen (1470-1555), Berlin, 1961.

(45) D. W. Sabeian, op. cit., S. 49 ff.

(46) かかる意味で農民の要求の中に「帝国直属性 (Reichsunmittelbarkeit)」の主張を読みとることは可能であろう。しかし、その場合も、スミールンが主張するが如き、民族的連帯を要求するものではなく、パーダー、プスチュロが指摘するが如き、ネガティブな意味での帝国直属性、すなわち、ランデスヘルからの共同体の解放を旨とするものと考えらるべきであろう。

H. Buszello, op. cit., S. 81. K. S. Bader, op. cit., S. 58.

(47) H. Buszello, op. cit., S. 16.

(48) H. Feingl, Von der mündlichen Rechtsverweisung zur Aufzeichnung. Die Entstehung der Weistümer und verwandter Quellen. S. 445, S. 446. in: P. Classen, (Hrsg.) Recht und Schrift im Mittelalter. (Vorträge und Forschungen Bd., 13. (1977) S. 425-S. 448.)

戦争をゲマイネマンの革命と見るブリックレらの見解につながっている。この場合、フランツの見解をひきついでいるというわけではなく、むしろ批判的に継承しているという方が正しい。ところで、フランツの見解に対して批判的という点でまず挙げなくてはならないのは、ケルター⁽⁵⁰⁾の研究であろう。ケルターは当時の農民の富裕化を論ずるフランツに対し、農民のみならず、様々な階層の人々の経済状態を分析することで、農民も含めて彼らが経済的に劣悪な状態に置かれていたこと、そして農民戦争が実質的には農民のみならず、都市及び農村の貧しき人々の一揆であると論ずる。「貧しき人々」「ゲマイネマン」と言葉はちがっても、ブリックレらとケルターの見解に共通しているのは、第一に一揆に加わった人の経済状態の劣悪さ、換言すれば一揆が貧民蜂起であったとする点、第二に一揆に加わった者を農民だけに限定しない点であろう。逆に両者の相違点と言えば、最近の研究が「革命」という用語を用いている点である。この点で題名からもはっきりと筆者の農民戦争観がうかがえる研究として、先にあげたブリックレの研究がある。

ブリックレが革命という言葉を使用する時ブリックレ自身三つの指標をあげている⁽⁵¹⁾。まず第一にその運動が新しい社会秩序の構築を旨としていること、第二に大衆運動であること、そして第三に目的を遂行するべ

く武力蜂起という手段に訴えることである。そしてブリックレが革命的だとしているのは12か条要求の中で農民が農奴制の廃棄を要求していること、そしてその廃棄の根拠として聖書を持ち出していること、そしていま一つはゲマイネマンの新しい国制観⁽⁵²⁾であるという。

このような指摘は次のような点で意義ある指摘である。まずこれまで西独では、専らその政治的な意味での役割が重要視されていた農奴制を、それに付随する経済的諸負担までも含めてその内容に立ち入った⁽⁵³⁾。そして第二には、それまでのブリックレの研究とリンクする形でブリックレなりの国制史構築を旨とした点である。特に第二点は、これまでの農民戦争研究では扱われていなかった点を考え合わせる時、特に重要である。しかしその一方で、ブリックレの見解は様々な点で問題を含んでいる。第一にブリックレが革命的と呼ぶ農奴制廃棄の要求は、全ドイツの農民戦争において普遍的に出される要求ではなく、西南ドイツに特徴的な要求であり、その他の地方——テューリングゲン、フランケン——などは、農奴制それ自体が農民戦争の中で果たした役割は極めて小さかったという。

また第二にブリックレは、こういう農奴制廃棄を根拠づけるのに、聖書が持ち出されていることを革命的だと言う。しからば、他の支配体制たる土地領主制や裁判領主制が、その領主権に源を発する諸負担の軽減

注 (49) P. Blickle, Die Revolution von 1525, Ders., Thesen Zum Thema—Der Bauernkrieges als Revolution des gemeinen Mannes. in: Ders., (Hrsg.) Revolte u. Revolution, S. 127-S. 131.

(50) E. Kelter, Die wirtschaftliche Ursachen des Bauernkriegs, in: Schmollers Jahrbuch, LXV. (1941) S. 641-S. 682.

(51) Ergebnisprotokoll der Diskussion in: Revolte und Revolution S. 313-S. 332, Bes., S. 332. またブリックレの革命観がグリーヴァンクのそれと類似していることを指摘する研究者もいる。H. G. Hockerts, Der Bauernkrieg 1525-frühbürgerliche Revolution, defensive Bauernerhebung oder Revolution des „gemeinen Mannes“? in: Geschichte in Wissenschaft und Unterricht, 30. Jg., (1979) S. 1-S. 20. Bes., S. 9. Vgl., K. Griewank, Der neuzeitliche Revolutionsbegriff. Entstehung und Entwicklung, Weimar, 1955, S. 7.

(52) P. Blickle, Die Revolution von 1525, Teil 2. H. Buszello, Die Staatsvorstellung des „gemeinen Mannes“ im deutschen Bauernkrieg. in: Revolte und Revolution, S. 273-S. 295.

(53) P. Blickle, op., cit., S. 25 ff.

(54) かかる意味でブリックレの以下に挙げる研究も参照されてしかるべきであろう。Bauerliche Landschaft und Landstandschaft. in: G. Franz, Geschichte des Bauernstandes vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jh. S. 151-S. 168. Landschaften im Alten Reich. Die staatliche Funktion des gemeinen Herrschaft und Landschaft im deutschen Südwesten. München, 1973. Herrschaft und Landschaft im deutschen Südwesten. in: G. Franz, (Hrsg.) Bauernschaft und Bauernstard 1500-1970. S. 17-S. 41. Limbung / Lahn, 1975. Leibherrschaft als Instrument der Territorialpolitik im Allgäu. in: H. Hanshofer und W. A. Boelcke, (Hrsg.) Wege und Forschung der Agrargeschichte. S. 51-S. 66. Frankfurt a. M. 1967. (Sonderband 3. der Zeitschrift für Agrargeschichte und Agrarsoziologie.)

Kempten, München, 1968. (Historischer Atlas von Bayern Teil Schwaben, Heft 6.)

(55) H. G. Hockerts, op. cit., S. 9.

にとの要求がとどまり、その廃棄を要求していないのは何故なのだろうか。それは自らの主張を根拠づける時聖書を持ち出せば、それによって廃絶を要求できる支配体系は農奴制だからである。

次に、ブリックレが革命と言う場合挙げている三つの指標に目を向けてみよう。そこで特に問題となるのは、第一にあげたその運動が新しい社会秩序の構築をめざしているか否かという指標である。先に論じたように、フランスの評価をそのまま受け入れることは到底できないが、ブリックレの主張にも難がある。というのは、およそ政治的または社会的変革を旨とする大衆運動は、何らかの形で既存の社会秩序とは異なるそれを志向するという側面を持っているからである。従って、もしブリックレの使用している革命観を借用すれば、およそあらゆる大衆運動は革命運動とならざるを得ない。

革命を云々する場合重要なことは、その運動が新しい社会秩序を志向しているか否かではなく、むしろその運動が権力の奪取をその基本的目標とし、その社会における支配体制の組みかえを意図しているかどうかである。このように考える時、ブリックレが問題としているのは支配体制そのものであり、その支配体制の権力を誰が握るのかという問題意識はないのである。

次に、革命という言葉とならんで問題となるゲマイネマンなる用語に目を向けてみよう。ゲマイネマンなる用語は、本来史料にあらわれる用語であるが、ブリックレらはこの範疇に入る人々として、次のような人々

々を挙げている。まず第一に、貴族・聖職者以外の農民、第二に都市において、ラート成員に選出される資格のない市民、そして第三に鉱山業で働く人々である。以上のように、ゲマイネマンをどのように定義づけるべきかという研究は、際限なく押し進めることは可能であり、それ自体も決して無意味なこととは思えないが、農民戦争研究においてむしろ重要なのは、農民と都市民を、ともにゲマイネマンの範疇に入れるという事実である。

かかる考え方は、農民戦争を都市における都市騷擾、Bergleuteの一揆を統合的に理解せんとするブリックレらの見解からすれば当然のことと言える。そして、Bergleuteが農民戦争において一揆に加担または一揆を誘発せしめたことに関しては、特にマルクス主義史家による多くの研究業績がある⁽⁵⁶⁾。従って、ここでブリックレらの見解に新しいのは、前述の如く都市における民衆運動の取り扱い方であろう。ここでかかる見解の当否を細かく分析する余裕はないが、その当否を判断するための準備段階として、次の如き問題に明確な解答が与えられなくてはなるまい。すなわち、農民戦争において、都市はどのような役割を演じたのかという問題である。そしてこの問題は、都市当局が農民戦争に対しどのような態度をとり、かかる都市当局の対応に対し、都市民がどのような反応を示し、それが都市騷擾とどのような関連を持つのかという問題につながるであろう⁽⁵⁷⁾。そして、かかる間に対しはっきりとした解答が与えられた時、農村における農民一揆と都市

注(56) ドイツ農民戦争において、農奴制の果たした役割をめぐっては、枚挙のいとまもない程の研究がある。それらの研究の論点の一つとして、農民戦争において、農奴制に伴う経済的諸負担を重視する。上記ブリックレ、スミーリンらの説に対し、政治的役割を重視又は経済的負担を軽視する説がある例えば、ミュラーなどはその最も典型的な例である。すなわち、農奴制に伴う諸負担は取るに足りないほどであると言いつけるが、その史料的根拠は脆弱である。W. Müller, *Wurzeln und Bedeutung des grundsätzlichen Widerstandes gegen die Leibeigenschaft im Bauernkrieg*. in: *Schriften des Vereins für Geschichte des Bodensees und seiner Umgebung*. 93. Heft (1975) S. 1-S. 41, Bes., S. 8. また、ブリックレの農奴制論に対する批判としては、H. Rabe, *Das Problem Leibeigenschaft*, Wiesbaden, 1977. (VWSG., Beiheft. 64.) それに対するブリックレの反批判としては、ラーベの書評という形で、*Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*. Bd., 42. (1979) S. 190-S. 193. に所収、ドイツ農民戦争における農奴制という問題設定それ自体に対して、農奴制が問題となるのはそれ以後の時代であるとする論文として、W. Trobbach, „Südwestdeutsche Leibeigenschaft“ in der Frühen Neuzeit—eine Bagatelle? in: *Geschichte und Gesellschaft*. Jg., 7. (1981) S. 69-S. 90.

(57) その典型的な例としては、R. H. Lutz, *Wer war der gemeine Mann? Der dritte Stand in der Krise des Spätmittelalters*. München, Wien, 1979.

(58) M. M. Smirim, *Zum Charakter der sozialen Beziehungen und des Klassenkampfes im Bergbau Deutschlands im XV. und XVI. Jahrhundert*, in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Karl-Marx-Universität Leipzig*. Jg., 14. (1965), S. 397-S. 405.

J. Mackek, *Der Tiroler Bauernkrieg und Michael Gaismar*. Berlin, 1965. K. H. Ludwig, *Bergleute im Bauernkrieg*. in: *Zeitschrift für historische Forschung*. Bd., 5. (1978) S. 23-S. 47.

騒擾, Bergleuteの一揆との連関が解けるのではなからうか。

さて、これまでの論述から現在の特に西独におけるドイツ農民戦争研究が抱えている問題点、従って今後の課題が明らかになってきたように思える。

第一点は、研究対象に関する点として、スイスのミハイエル・ガイスマールに関する研究が少ない点である。⁽⁶⁰⁾この点は、フランス以後の農民戦争の総合的叙述、⁽⁶¹⁾例えばヴァースに関してもあてはまることである。かかる点が重要と思われるのは、スイス、特に誓約同盟と農民団との関連性、影響というが如き問題を解くための鍵となると思われるからであり、それだけに、かかる方面での研究の進展が望まれる。

第二点は、本論の中でも繰り返し述べたことであるが、ドイツ農民戦争という出来事、それ自体に対する関心が強すぎるために、ドイツ史の大枠の中で農民戦

争を論ずることを半ば放棄しているように見える点である。より具体的に言えば、農民戦争がどのような状況でおこり、その後のドイツの発展または後進性に如何なる影響を与えたのかという点である。もちろん、かかる企てが皆無だというわけではないが、たとえあってもその研究は、農民戦争をかかるとしてとらえることの無意味さ、すなわち各地域ごとの戦いの在り方の特殊性を描くあまり、結果的には本来の目的を果していないように思えるのである。そして、今後のかかる研究の進展にとって重要なのは、リュトゲ、アーベルらの農業史家による当該時期に関する研究と連関した研究であろう。そして、農業史研究から得られた成果を充分活用することにより、農民戦争はドイツ史の中で正当な位置づけをされるであろう。

(大学院経済学研究科博士課程)

注 (59) かかる研究の一例としては、T. F. Sea, *Imperial Cities and the Peasants' War in Germany*. in: *Central European History*. Vol., XII. (1979) pp. 3-37.

(60) J. Bücking, Michael Gaismair: *Reformer-Sozialrebell-Revolutionär (Spätmittelalter und Frühe Neuzeit, Bd. 5)* Stuttgart, 1978.

(61) かかる点はヴァースの研究に対する書評という形であらわれている。G. Voger, *Über den Sinn des Kampfes der Bauern im deutschen Bauernkrieg 1524 bis 1526. Bemerkungen zu Adolf Waas, Die Bauern im Kampf um Gerechtigkeit 1300-1525*. in: *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, 1967, Teil I, S. 352-S380. Bes., S. 372 ff.

(62) T. Klein, *Die Folgen des Bauernkrieges von 1525*, in: *Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte*, Bd., 25 (1975) S. 65-S. 116.